

請 書

令和 年 月 日

国分寺市長宛

(受注者) 住所

氏名

印

下記物件の売買について、下記契約条項受諾の上、相違なく履行することを誓約しお請けします。

件名

品名	規格	数量	単位	単価	金額
(消費税)					
納入場所		納期			

合計金額 _____ 円

うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 _____ 円 (円未満は切捨て)

消費税届出事項 (どちらかの番号を○で囲むこと)

1. 消費税法の課税事業者である。 2. 消費税法の免税事業者である。

契 約 条 項

発注者である国分寺市が上記物件を上記金額で購入するため、受注者と契約する条項は、次の通りである。

- 物品納入の期限及び場所は上記の通りである。
- 受注者は上記の期限内に業務を履行することができなくなったときは、その事由及び遅滞日数等を詳記して発注者に届出しなければならない。
- 納入物品は見本仕様書又は図面等によるものとし、見本その他による品質を指示しないときは中等以上のものでなければならない。
- 受注者は物品の持込とともに納品書を提出しなければならない。持込んだ物品は発注者の許可がなければこれを引取ることができない。
- 納入物品は発注者の定める検査に合格した物でなければならない。
- 受注者は発注者の指示する日時場所で検査に立会わなければならない。もし立会わないときは検査の結果について異議を申立てることができない。
- 検査の結果不合格と決定した物品は、受注者において遅滞なく引きとり速やかに代品を納入しなければならない。
- 受注者は納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態 (以下「契約不適合」という) があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。
- 発注者が契約不適合 (数量に関する契約不適合を除く) を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、前項の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 物品の所有権は、検査に合格したとき受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた損害は発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とする。
- 契約代金は、検査の完了後受注者の請求により、30日以内に支払うものとする。ただし特別の事由のある場合はこの限りでない。
- 受注者はこの契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し又は担保に供することはできない。
- 発注者は必要があるときは受注者と協議の上この契約の内容を変更し又は納入の中止をすることができる。
- 受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は契約を解除することができる。
 - 納入期限内に納入しないとき又は納入期限後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと発注者が認めるとき。
 - 契約解除の申出があったとき。
 - 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約条項に違反したとき。
- 契約期間内に契約を履行しないときは、契約金額につき遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率の割合で計算した額を契約違約金として徴収する。ただし、分割して履行しても支障のないものについてはその遅滞部分についてのみ徴収することができる。
- この契約条項に基づく、見積、契約、納品、請求、領収等に使用する印鑑は同一のものでなければならない。
- 受注者は国分寺市契約における暴力団等排除措置に関する特記約款を遵守しなければならない。
- この契約条項に定めのない事項及びこの契約条項解釈に疑義を生じたときは、発注者と受注者とが協議の上定めることができる。

(令和6年4月1日適用)